諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年１月６日（令和８年（行個）諮問第３号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行個）答申第２０４号）
事件名：本人の申告に係る監督復命書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２に掲げる３文書（以下、順に「対象文書１」ないし「対象文書３」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の４欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年９月１９日付け山口労発基０９１９第１号により山口労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

処分庁は本決定のなかで、２枚ある監督復命書（様式第１の１号）に記載された監督種別、監督年月日、労働者数、外国人労働者区分、労働組合、週所定労働時間、違反法条項・指導事項・違反態様等、是正期日・改善期日（命令の期日を含む）、を不開示とした。また、是正勧告書（控）、指導票（控）の有無は不明であるが、それらは開示されなかった（黒塗りされた様式すら開示されなかった）。

一方で、審査請求人が処分庁に対して令和７年特定月日Ｂ付けの書面で行った保有個人情報の開示請求では、処分庁は令和７年特定月日Ｃ付けの保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（山口労発基特定番号）のなかで上記と同様の箇所を開示した（資料参照）。

したがって、本決定においても少なくとも上記の箇所は開示されるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和７年８月２９日付け（同年９

月１日受付）で、処分庁に対して、法７６条１項の規定に基づき、別紙の１に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

（２）これに対して、処分庁は、令和７年９月１９日付け山口労発基０９１９第１号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年１０月６日付け（同月８日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

３　理由

（１）本件請求保有個人情報について

原処分の対象となった保有個人情報は、審査請求人の提出した開示請求書等の記載内容を踏まえるに、審査請求人の申告に係る申告処理台帳及び添付資料一式（令和７年特定月日Ｃで既に開示決定等を受けた箇所を除く。）に記録された、審査請求人を本人とする保有個人情報である。

ア　本件審査請求を受け、諮問庁において各対象文書の確認を行ったところ、別表に掲げる文書のうち、対象文書２の②については、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれておらず、また、他の情報と照合しても審査請求人を識別できる情報も含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ　また、別表に掲げる文書のうち、対象文書２の①は、特定労働基準監督署において検討や判断をするために必要な情報を担当官が整理した資料である。

この文書は、いずれも本件申告を契機とする臨検監督の結果、作成・取得されたものであるが、審査請求人以外の第三者の労務管理に関する情報等が記載された文書であり、審査請求人の知り得る情報ではなく、労働基準監督署の担当官が被申告法人等における労務管理の実態について調査し、発見した事項に関するもので、審査請求人の退職後に新規に作成されたもの又は審査請求人以外の個人に関連する保有個人情報であると認められることから、当該箇所は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると解すべきではない。

ウ　さらに、対象文書３の①及び②は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定法人から特定労働基準監督署へ提出された文書であるが、いずれも本件申告を契機とする臨検監督の結果、取得されたものであるところ、審査請求人以外の第三者の労務管理に関する情報等や、審査請求人の出席しない会議の議事内容等が記載された文書であり、審査請求人の知り得る情報ではなく、労働基準監督署の担当官が被申告法人等における労務管理の実態について調査し、報告を求めた事項

に関するもので、審査請求人以外の個人に係る保有個人情報であると認められる。

したがって、当該箇所は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると解すべきではない。

エ　なお、仮に対象文書２の①及び対象文書３の①と②が保有個人情報に該当したと判断された場合においても、下記（４）に該当することから、不開示情報に該当する。

（２）本件審査請求における争点について

審査請求人は、審査請求書の記載によれば、原処分における不開示部分のうち、「２枚ある監督復命書（中略）に記載された監督種別、監督年月日、労働者数、外国人労働者区分、労働組合、週所定労働時間、違反法条項・指導事項・違反態様等、是正期日・改善期日（命令の期日を含む）、を不開示とした」、「令和７年特定月日Ｃ（中略）のなかで上記と同様の箇所を開示した」ことから、「本決定においても少なくとも上記の箇所は開示されるべきである」などと主張していると認められるため、これらの項目が記載された対象文書（以下「本件対象文書」という。）に係る不開示部分に限り、以下、不開示情報該当性を検討することとする。

また、本件対象文書は、原処分で処分庁が特定した保有個人情報のうち、「監督復命書Ａ及びＢ」及びそれらに添付され保管されていた「担当官が作成・収集した文書」、「特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書」の一部で構成されている（別表の文書番号１ないし３に対応している。）。

なお、本件の争点を含まないその他の文書については、引き続き原処分を維持することが妥当であると考えるが、審査請求人は本件審査請求において、それらについては争っていないと認められることから、ここではそれらの情報に係る不開示理由該当性は割愛していることを念のため付言する。

（３）争点に係る不開示情報該当性について

ア　監督復命書（対象文書１）

監督復命書は、労働基準監督官が法人等に対し臨検監督等を行った際に、法人等ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「法人等の名称」、「法人等の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、

「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「Ｎｏ．」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考１」、「備考２」、「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

（ア）監督復命書の以下（イ）以外の部分

ａ　法７８条１項２号該当性について

対象文書１の③及び⑨の「面接者職氏名」欄には、特定法人関係者の職、氏名が記載されている。

当該部分は、法７８条１項２号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないことから、法７８条１項２号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

ｂ　法７８条１項３号イ該当性について

対象文書１の①の「完結区分」欄、「監督種別」欄、「労働者数」欄等、対象文書１の②「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄等、対象文書１の⑥「完結区分」欄、「監督種別」欄、「労働者数」欄等、対象文書１の⑦「参考事項・意見」欄、対象文書１の⑧「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄等には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、法人への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。

法７８条１項３号イにおいては、「法人その他の団体に関する情報又は（中略）事業を営む個人の当該情報に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているが、この規定における「競争上の地位」とは「法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位」、「その他正当な利益」については「ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むもの」と解されている。

このため、労働基準監督官から申告対象の法人として調査、監督指導を受けた内容やその詳細等が開示され、公となれば、特定法人にかかる信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等におい

て、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえるから、これらの情報は法７８条１項３号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

c　法７８条１項３号ロ該当性について

対象文書１の①、②、⑥、⑦及び⑧の情報には、「法人等が行政指導等に基づき任意に提供した情報」が含まれるが、「これらの情報を行政機関が一方的に開示する場合」、「契約違反又は信義則違反による損害賠償責任を負う」ことになるほか、「将来的に法人等の協力をえることができなくなり、事務・事業に必要な情報を得ることができなくなる」おそれがある（同旨：弘文堂刊行政情報関連三法８９５頁）ものであって、これらの情報を公とする慣行も認められないことから、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものといえることから、これらの情報は法７８条１項３号ロに該当し、不開示を維持することが妥当である。

d　法７８条１項７号柱書き該当性について

対象文書１の①及び⑥に記載された「完結区分」欄や「監督種別」欄、対象文書１の⑦の「参考事項・意見」欄については、これらの情報が公表された場合、監督指導等を行うに際しての担当官の視点、理由等が明らかとなり、同様の情報を集積の上、分析するなどして、当局の調査に備えることが懸念され、法人の実態を正しく把握するために無予告で実施することも想定されている監督指導等の実効性に影響を及ぼすことが認められるなど、労働基準行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示を維持することが妥当である。

なお、原処分においては、同号柱書きを不開示理由にしていないが、これを追加して不開示を維持することが妥当である。

e　法７８条１項５号及び同項７号ハ該当性について

対象文書１の①、②、⑥、⑦及び⑧の情報には、法人が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした法人の実態やそれに伴う行政措置状況に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後、労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性

格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当する。

ｆ　法７８条１項５号、７号柱書き及びハ該当性について

対象文書１の②及び⑧の一部には、是正期日等が記載されているが、監督指導を行った場合に、報告期限までどの程度の期間を指示するかについては、法違反や指導の内容等によって異なり、対外的に明らかにしていない、いわゆる手の内情報である。

これらの情報を明らかにすることにより、是正期日の長短が明らかとなれば、法違反等の程度を推測させることとなり、ひいては是正意欲を有する法人等であっても、対外的に悪質な法人等との推定を受けることとなり、当該法人等の対外的な信用の失墜につながるほか、法人等においては、対外的な信用の失墜を免れようと、監督指導時において法違反の指摘を免れようとし、法違反の隠蔽に努め、ひいては犯罪の予防に支障が生ずるおそれもある。

また、法人等との関係においては、是正期日及びその内容は公開しない前提で設定等を行っており、労働基準監督署と法人等の信頼関係を失わせることとなり、ひいては、労働基準監督署の実施する監督指導への協力等が得られなくなるほか、監督指導時に法違反の隠蔽が行われるおそれがある。

併せて、報告が期日内に行われていた場合については開示することとした場合は、開示されない場合は期日を超過していることが明らかになることから、これについても上記と同様の結果を招くこととなることから、開示すべきではない。

このため、臨検監督等の結果、監督官が設定した報告期日等については、法７８条１項５号並びに７号柱書き及びハに該当し、不開示を維持することが妥当である。

なお、原処分では、同項７号柱書きを不開示条項として示していないが、同条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

（イ）監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

対象文書１の④及び⑩の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の５つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施した際において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該法人等に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該法人等からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署長において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該法人等が是正意欲を持たない悪質な法人であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

ａ　法７８条１項３号イ該当性について

このため、対象文書１の④及び⑩が開示された場合、上記ア（ア）ｂと同様の理由から、当該法人における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、これらの情報は、法７８条１項３号イに該当し、不開示を維持することが妥当であ

る。

b　法７８条１項５号及び同項７号ハ該当性について

上記のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている法人等であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な法人等であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、対象文書１の④及び⑩が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防にも支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法７８条１項５号及び７号ハに該当し、不開示を維持することが妥当である。

c　法７８条１項６号該当性について

いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）２２０条４号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成１７年１０月１４日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

これを踏まえれば、対象文書１の④及び⑩には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、これらの情報は、法７８条１項６号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

イ　担当官が作成又は収集した文書（対象文書２）

（ア）法７８条１項２号該当性について

対象文書２の③及び④の一部には、特定法人関係者の署名が記載されている。

当該部分は、法７８条１項２号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イないしハに該当する事情もないことから、法７８条１項２号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

（イ）法７８条１項３号イ該当性について

対象文書２の③及び④には全体にわたり特定法人が労働基準監督署から指導を受けた事実及び労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、法人等が労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした法人等の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合にその指導内容が公となれば、上記アの（ア）のｂと同様の理由から、自主的な改善に取り組んでいる法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、これらの情報は、法７８条１項３号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

（ウ）法７８条１項３号ロ、５号及び７号ハ該当性について

また、対象文書２の③及び④が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該法人等を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれが認められるものであり、これらの情報は、法７８条１項３号ロ、５号及び７号ハに該当し、不開示を維持することが妥当である。

（エ）法７８条１項５号並びに７号柱書き及びハ該当性について

加えて、対象文書２の③及び④の一部には、報告期日及び改善期

日が記載されているが、上記ア（ア）ｆに記載した内容と同様の理由から、法７８条１項５号並びに７号柱書き及びハに該当し、不開示を維持することが妥当である。

なお、原処分では、同項７号柱書きを不開示条項として示していないが、同条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

ウ　特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書（対象文書３）

（ア）法７８条１項２号該当性について

対象文書３の③及び④には、特定法人関係者である第三者の氏名や、特定個人の職位の表記が認められるところ、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないほか、同号ただし書イないしハにも該当しないため、法７８条１項２号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

（イ）法７８条１項３号イ該当性について

ａ　対象文書３の③及び④には、当該法人等の労務管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、法人等の内部情報が明らかとなる。法人等が労働基準監督署の指導に応じて何を提供したかという情報自体が、指導を受ける側としては秘匿されるべき重要な内部情報であるところ、仮に提出した事実について関係者以外に把握されていない情報が開示されることとなれば、当該法人等の人材確保や危機管理の面等において、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法７８条１項３号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

ｂ　また、対象文書３の③及び④の一部には、特定法人代表者の印影が記載されている。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これを開示すると、偽造により悪用されるおそれがあるなど、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

このため、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

（ウ）法７８条１項３号ロ該当性について

対象文書３の③及び④には、法人の内部管理に関する情報が含まれており、上記ア（ア）ｃと同様の理由から、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、法７８条

１項３号ロに該当し、不開示を維持することが妥当である。

なお、上記の「労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」には、その内容はもとより、特定法人が労働基準監督署に何を提供したかという情報自体も含まれているものと解すべきである。

（エ）法７８条１項５号及び同項７号ハ該当性について

対象文書３の③及び④に記載された情報については、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれが認められ、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当し、不開示を維持することが妥当である。

なお、特に法７８条１項５号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（参考　最高裁判所昭和５３年１０月４日大法廷判決（民集３２巻７号１２２３頁））。本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、情報等の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないものである。

（オ）法７８条１項７号柱書き該当性について

対象文書３の③及び④には、特定労働基準監督署の担当官が申告事案処理の過程において、どのような調査手法を用い、どのような文書を収集したかという、いわゆる監督指導における手の内情報が含まれており、当該部分が開示された場合、監督指導の着眼点、調査の範囲・規模・深度・経過等を含む具体的調査方法が明らかとなる等、労働基準行政機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあると認められることから、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示を維持することが妥当である。

なお、原処分では、同項７号柱書きを不開示条項として示していないが、同条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

（４）保有個人情報に該当しないと判断される情報が不開示情報にも該当すること

対象文書２の①及び対象文書３の①と②については、上記（１）に記載のとおり、保有個人情報該当性がないものではあるが、仮にこれらの情報が保有個人情報にあたると判断された場合においても、以下の理由により、不開示情報に該当するものである。

ア　法７８条１項２号該当性について

対象文書３の①には、特定法人に所属する審査請求人以外の第三者に係る特定個人の氏名や詳細な労働条件等が記載されている。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イからハに該当しないものであり、法７８条１項２号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

イ　法７８条１項３号イ該当性について

対象文書２の①並びに対象文書３の①及び②には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実や情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、上記ア（ア）ｂと同様の理由により、人材確保の面等において当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法７８条１項３号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

ウ　法７８条１項３号ロ該当性について

対象文書２の①及び対象文書３の①と②には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれており、通例として開示しないこととされているものであるから、上記ア（ア）ｃと同様の理由により、これらの情報は、法７８条１項３号ロに該当し、不開示を維持することが妥当である。

エ　法７８条１項５号及び同項７号ハ該当性について

対象文書２の①及び対象文書３の①と②には、法人等が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした法人等の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示

されることとなれば、当該法人等を始めとして法人等と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は、法７８条１項５号及び同項７号ハに該当し、不開示を維持することが妥当である。

オ　法７８条１項６号及び７号柱書き該当性について

対象文書２の①には、申告処理事案の処理過程における行政官庁の内部検討過程や意思決定等に関する内容が記載されている。

（ア）これらの情報には、特定労働基準監督署における今後の意思形成に係る検討に使用した情報及び処理方針に関する情報等が記載されている。この記載内容には国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、労働基準監督署等の担当者においても、将来、これらの情報が開示されることによる不利益を防ぐために、監督復命書の添付資料に本来記載すべき報告事項を記載することを控えることにもなりかねず、その結果、労働基準行政機関等の内部において、上司等の関係者に報告すべき事項が適切に報告されず、上司等の関係者が検討事項の経過を的確に把握することができなくなり、労働基準監督機関等の内部における検討・協議に支障を来したり、上司から担当官に対し、検討事項についての的確な指示を行うことが困難になる。

このため、これらの情報を開示することで、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなることにより、国の機関内部での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法７８条１項６号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

（イ）また、これらの内容には、申告処理方針に係る検討内容が記載されており、また、ありのままの率直な意見等が記載されることが予定されているところ、これが開示されることとなれば、担当者の処理方針等が明らかとなり、今後、申告処理事務に携わる職員は、申告人や関係法人等から反発、苦情、非難を受けることなどを恐れ、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態が想定されるなど、労働基準監督機関が行う事務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれているといえることから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示を維持することが妥当で

ある。

このため、これらの情報は、法７８条１項６号及び同項７号柱書きに該当し、不開示を維持することが妥当である。

なお、原処分では、同項７号柱書きを不開示条項として示していないが、同条項を追加して不開示を維持することが妥当である。

（５）その他

開示実施文書の１ページ及び６ページの「外国人労働者区分」欄（原処分で不開示とした箇所を除く。）については、開示することで特定の外国人労働者の存在・不存在を推定し得る情報であることから、法７８条１項各号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であるが、原処分において開示されたものを改めて不開示とする意味はないため、本件に限り開示することとし、結論として原処分を維持することが相当である。

（６）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「山口労働局長は本決定の中で、２枚ある監督復命書（中略）に記載された監督種別、監督年月日、労働者数、外国人労働者区分、労働組合、週所定労働時間、違反法条項・指導事項・違反態様等、是正期日・改善期日（命令の期日を含む）、を不開示とした。」、「一方で、審査請求人が特定労働局長に対して令和７年月日Ｂ付けの書面で行った保有個人情報の開示請求では、特定労働局長は令和７年月日Ｃ付け（中略）のなかで上記と同様の箇所を開示した。」、「したがって、本決定においても少なくとも上記の箇所は開示されるべきである。」と主張しているが、本件開示請求対象となった期間における処理過程において、審査請求人は既に特定法人を退職していることに加え、監督指導等の現場に審査請求人は同席していない。

また、処理過程等に関する内容等は、審査請求人の権利救済等を目的としたものでもないことから、特定労働基準監督署や特定法人からその処理結果等に関し、審査請求人に対する処理内容についての連絡等も行われていないため、当該期間における処理や指導内容等については、審査請求人において、そもそも知り得る状況にはないものと認められる。

さらに、上記（３）に記載のとおり、各記載箇所については、いずれも法７８条１項各号に該当する不開示情報に該当していると判断されることから、処分庁の判断は妥当であり、審査請求人の主張には理がない。

なお、念のため付言すると、①そもそも申告処理を含めた労働基準監督機関が行う行政活動の詳細な内容やその結果等については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）１０５条に定める労働基準監督官の守秘義務を前提としており、公表等の慣行は認められないものであるところ、申告処理に伴う経過や指導内容等について、申告人に対し、その処理過

程や当該結果等を説明した事案も見受けられるが、これは、申告処理の経過やその結果について申告人に対し開示を行う法的な義務は課せられていないものの、自らの権利救済に係る申告処理の結果は申告人に説明することが適切であること、あるいは現在も所属法人等で就労している場合において、自らが違法な状況下で就労しているのではないか、という申告者の不安を解消する等の観点から適切であることを考慮し、労働基準監督機関の裁量において、その目的の限度内で行っているものであり、すべての事案において説明しているものではないことからしても、審査請求人の主張は当たらないものである。

加えて、本件開示対象行政文書と同様の監督復命書及びその添付資料等については、民事訴訟法に基づく文書提出命令に関する判断ではあるものの、裁判所において、監督復命書の「再発防止策、行政上の措置についての担当調査官の意見、署長の判決及び意見、今後の監督の要否や内容についての担当官の意見及び署長の判決等の行政内部の意思形成過程に関する情報（中略）に係る部分は、（中略）これが本件事案において提出されて公にされると、行政の自由な意思形成が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することが明らかである。」「担当監督官が発出した文書は、（中略）行政内部の意思形成過程に関する情報であり、これが公となれば行政の自由な意思形成を阻害する恐れがある」「このうち事業場が発出した文書は、（中略）その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」として、いずれも民事訴訟法２２０条４号ロに該当するものとして「黒塗りにされた不開示部分が開示されることによる不利益より、これが開示されないことにより（中略）受ける不利益の方が大きいとまでいうことはできない。」などと判断されているところでもある。（参考：令和２年１月１６日大阪高裁判決）

そして、諮問庁は、本件審査請求を受け、「本条（法７８条）第１項各号が、行政機関の長に対し、各号が定める情報」に対しては「開示禁止義務が課せられていると解すべき」（弘文堂刊　逐条行政情報関連三法８７９頁）と解されていることなども踏まえつつ、原処分について再度精査したが、上記（３）で述べたとおり、原処分においては、法７８条１項各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断していることを確認した。

したがって、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものとはいえない。

４　結論

よって、本件開示請求については、不開示情報に係る法条項に法７８条１項７号柱書きを追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年１月６日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同月１９日　　審議

④　同年１０月１５日　　本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤　同月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法７８条１項２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号ハに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示理由を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条１項２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号柱書き及びハに追加・変更した上で、不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分につき、審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について検討する。

２　審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

（１）別表の通番１２及び通番１６の２欄に掲げる部分は、特定労働基準監督署の担当官が作成した文書及び特定法人から同監督署に提出された文書の一部であって、審査請求人以外の特定法人の職員の労務管理・労働条件に関する情報であり、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

（２）別表の通番１３の２欄に掲げる部分は、特定労働基準監督署の担当官が作成・収集した文書に含まれる確認欄の一部であり、業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

（３）別表の通番１７の２欄に掲げる部分は、特定法人から特定労働基準監督署へ提出された文書の一部であって、特定法人において開催された会議の議事内容等が記載された文書であり、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人本人を識別することができ

ることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる（不開示情報該当性の判断は、下記３（２）イのとおり。）。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の４欄に掲げる部分）について

ア　通番１、通番２、通番６、通番７及び通番８の４欄に掲げる部分は、監督復命書Ａ及びＢの「完結区分」、「監督年月日」、「労働者数」、「外国人労働者区分」、「労働組合」、「週所定労働時間」及び「Ｎｏ．」、監督復命書Ａの「監督種別」並びに監督復命書Ｂの「参考事項・意見」及び「別添」各欄の全部又は一部である。

このうち、（ｉ）「完結区分」欄は、選択式の完結種別が未選択であり、（ⅱ）「監督種別」欄は、原処分で開示されている当該復命書の「参考事項・意見」欄（対象文書１の１頁）から審査請求人が推認できる情報であると認められ、（ⅲ）「監督年月日」欄は、監督が行われた日付を示したものにすぎず、（ⅳ）「外国人労働者区分」欄、「労働者数」欄、「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄は、特定法人の内部情報であるが、審査請求人が本件とは別の開示請求により開示決定を受け把握している情報と同程度の情報であると認められ、（ⅴ）「参考事項・意見」欄は、審査請求書に添付された添付資料から審査請求人が推認し得る情報であると認められ、（ⅵ）「Ｎｏ．」欄は、記載順を示しているにすぎず、（ⅶ）「別添」欄は、あらかじめ選択肢として印字された複数の別添文書名のうち、監督復命書本体に続く「続紙」が選択されたことを示しているにすぎず、続紙が存在することは原処分において開示されていることが認められる。

このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする等のおそれがあるとも認められない。また、その他これを審査請求人に開示しないとする諮問庁の理由説明書の説明（上記第３の３（３）ア）はいずれも首肯できない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ及びロ、５号並びに７号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ　通番３の４欄に掲げる部分は、監督復命書Ａにおける「面接者職氏名」欄の記載であり、面接に対応したその他の者を表す文言であるにすぎず、特定の個人を識別することができる部分であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

ウ　通番４及び通番１０の４欄に掲げる部分は、監督復命書Ａ及びＢの「署長判決」欄（日付部分のみ）であり、署長判決を行った日付が記載されているにすぎない。

このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする等のおそれがあるとは認められず、その他これを審査請求人に開示しないとする諮問庁の理由説明書の説明（上記第３の３（３）ア）はいずれも首肯できない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ、５号、６号及び７号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア　法７８条１項２号該当性について

通番３及び通番９の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、監督復命書Ａ及びＢの「面接者職氏名」欄に記載された特定法人の職員の職氏名である。

当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該個人が特定労働基準監督署への対応を行ったことは明らかにされておらず、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であることから、法７９条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ　法７８条１項７号ハ該当性について

通番２、通番４ないし通番８、通番１０、通番１１、通番１４、通番１５及び通番１７ないし通番１９の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、（ⅰ）監督復命書Ｂ（続紙を含む。）の「監督種別」欄、監督復命書Ａ及びＢの「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄、「別添」欄、「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の全部又は一部、（ⅱ）特定労働基準監督署の担当官等が作成又は収集した文書並びに（ⅲ）特定法人が特定労働基準監督署に提出した文書である。

当該部分のうち、上記（ⅰ）には、監督指導の種別、監督指導の結

果として法違反が認められた場合の違反法条項・指導事項等、是正措置を取るべき期限を設定した場合の当該期限、特定労働基準監督署の担当官が調査した結果及び担当官の対応方針等が記載されており、上記（ⅱ）及び（ⅲ）には、本件監督指導における調査の着眼点、調査手法・内容等が明らかとなる情報や特定法人の内部情報等が含まれていることが認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定法人を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労働基準監督機関の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、又は同機関が行う調査に係る手法・内容等が明らかになって、同機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号ハに該当し、それぞれの通番の２欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号ハに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号柱書き及びハに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の４欄に掲げる部分を除く部分は、法７６条１項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条１項２号及び７号ハに該当すると認められるので、同項３号イ及びロ、５号、６号並びに７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

１　本件請求保有個人情報が記録された文書

令和７年月日Ａに、審査請求人が特定労働基準監督署長に対して行った労働基準関係法令の違反に係る申告に関する文書のうち、令和７年月日Ｂ付けで審査請求人が行った保有個人情報の開示請求で開示されていない文書（その当時は処理が済んでいなかった管理監督者の調査に関する文書（監督復命書、処理経過、是正勧告書、指導票、是正・改善報告書など））

２　本件対象保有個人情報が記録された文書

（１）監督復命書Ａ及び監督復命書Ｂ（対象文書１）

（２）担当官が作成又は収集した文書（対象文書２）

（３）特定法人から特定労働基準監督署に提出された文書（対象文書３）

別表

1　文書番号及び対象文書名		2　不開示部分等				3　通番	4　開示すべき部分
		分類番号	頁	該当部分	法７８条１項各号該当性		
1	監督復命書Ａ（　1頁）及び監督復命書Ｂ（6及び7頁）	①	1	「完結区分」欄、「監督種別」欄、「監督年月日」欄、「労働者数」欄、「外国人労働者区分」欄、「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄	３号イ及びロ、５号、７号柱書き及びハ	1	全て
		②	1	「Ｎｏ．」欄１枠目及び２枠目、「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄１枠目及び２枠目、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄１枠目及び２枠目、「別添」欄	３号イ及びロ、５号、７号柱書き及びハ	2	「Ｎｏ．」欄全て
		③	1	「面接者職氏名」欄	２号	3	８文字目及び９文字目
		④	1	「署長判決」欄	３号イ、５号、６号、７号ハ	4	日付部分
			1	「参考事項・意見」欄３行目	３号イ、５号、６号、７号ハ	5	－
		⑤	1	上記①ないし④以外の箇所	原処分において開	－	－

					示済		
		⑥	6、7	6頁目　「完結区分」欄、「監督種別」欄、「監督年月日」欄、「労働者数」欄、「外国人労働者区分」欄、「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄、7頁目「監督種別」欄	3号イ及びロ、5号、7号柱書き及びハ	6	6頁目　「完結区分」欄、「監督年月日」欄、「労働者数」欄、「外国人労働者区分」欄、「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄全て
		⑦	6、7	6頁目　「参考事項・意見」欄2行目ないし5行目、7頁目　「参考事項・意見」欄1行目ないし7行目	3号イ及びロ、5号、7号柱書き及びハ	7	6頁　「参考事項・意見」欄2行目1文字目ないし27文字目
		⑧	6	「No.」欄1枠目、「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄1枠目、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄1枠目、「別添」欄	3号イ及びロ、5号、7号柱書き及びハ	8	「No.」欄全て、「別添」欄左から2番目の選択項目
		⑨	6	「面接者職氏名」欄	2号	9	－
		⑩	6	「署長判決」欄	3号イ、5号、6号、7号ハ	10	日付部分
			7	「参考事項・意見」欄8行目	3号イ、5号、6号、7号ハ	11	－

		⑪	６、７	上記⑥ないし⑩以外の箇所	原処分において開示済	－	－
２	担当官等が作成又は収集した文書（２ないし５頁、８頁）	①	４、５	全て	保有個人情報非該当	１２	－
		②	８	文中表部分のうち、右端の表（ただし、表頭部分を除く。）	保有個人情報非該当	１３	－
		③	８	上記②以外の箇所	２号、３号イ及びロ、５号、７号柱書き及びハ	１４	－
		④	２、３	全て	２号、３号イ及びロ、５号、７号柱書き及びハ	１５	－
３	特定法人から特定労働基準監督署に提出した文書（９ないし１８頁）	①	１２	全て	保有個人情報非該当	１６	－
		②	１５ないし１７	全て	３号イ及びロ、５号、７号ハ	１７	－
		③	９ないし１１	全て	２号、３号イ及びロ、５号、７号柱書き及びハ	１８	－
		④	１３及び１	全て	２号、３号イ及び	１９	－

			４、１８		ロ、５号、７号柱書き及びハ		

（注）１　当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。

２　対象文書には頁番号はないが、対象文書１ないし対象文書３の１枚目ないし１８枚目に１頁ないし１８頁と付番したものを「頁」として記載している。

３　諮問庁が保有個人情報非該当としている部分及び原処分で開示済みとしている部分は、「法７８条１項各号該当性」欄にその旨記載している。なお、対象文書３の②の同欄には、保有個人情報と認められた場合の諮問庁による不開示条項を記載している。